

芽室町議会会議条例 一部改正について

■電子採決システム導入・運用による改正

従来の起立・挙手による表決に代わり、電子採決システムをもって表決することを規定。ただし、議長が必要と認めるときは、起立による表決を行うことができるものとするよう改正を行うもの

- ・簡易表決を除く表決において電子採決システムの運用を常とする
- ・「賛成ボタン」「反対ボタン」の2つを使用する

(本システムは、個々の議員が賛成・反対の意思表示をするためのシステムであることから、例規上、今後は「電子表決システム」と称する)

■議会会議条例(改正案)

見出し (電子表決システム等による表決)

→電子表決システムによる表決を主としつつ、従来の起立による表決も運用を行うことから、「等」とする

第 84 条 議長は、表決を採ろうとするときは、電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

→従来の起立による表決に代わり、専ら、電子表決システムをもって表決することを規定

2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

→「賛成ボタン」「反対ボタン」の2つを使用することを規定

→「可を諮る」原則は尊重しつつ、表決に当たっての意思表示であること、従来の「起立しない」という意思表示と「反対」を同義と捉えることで、議員にも町民にも分かりやすいこと、から、「反対」ボタンの使用、及び、「いずれも押していない者は反対のボタンを押したものとみなす」とする

3 第1項及び第 90 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

→議長が必要と認めるときは、従来通りの起立による表決を行うことができるものとするようことを規定(システムトラブル等への対応など)

4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

→項の追加に伴う項番号の改正

(簡易表決)

第90条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は電子表決システムの方法で表決を採らなければならない。

→従来の起立による表決に代わり、専ら、電子表決システムをもって表決することによる改正

■今後のスケジュール

- ・10月13日 全員協議会(予定)で原案を諮る
- ・10月 日 議運で最終案決定
- ・11月20日 12月定例会議へ議会提案として決定
- ・12月 1日 12月定例会議で議決
- ・ 1月 1日 条例施行
- ・ 1月 3日~5日 新庁舎移転作業
- ・ 1月 6日 新庁舎での執務開始
- ・ ?月 ?日 臨時会議(!?) 又は ○○委員会で試行運用
- ・ 3月 2日 3月定例会議で本格運用

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>(電子表決システム等による表決)</p> <p>第84条 議長は、表決を採ろうとするときは、<u>電子表決システムにより、問題を可とする者の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p><u>2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押ししていない者は、反対のボタンを押したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項及び第90条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u></p> <p><u>4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u></p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第84条 議長は、表決を採ろうとするときは、<u>問題を可とする者を起立させ、起立者の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p><u>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u></p>
<p>(簡易表決)</p> <p>第90条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は<u>電子表決システム</u>の方法で表決を採らなければならない。</p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第90条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は<u>起立</u>の方法で表決を採らなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	